

# 北竜町強靭化計画

令和4年6月

北 竜 町

# 目 次

## 第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨	1
2 策定の位置付け	2
3 地域防災計画と国土強靭化計画	2

## 第2章 北竜町強靭化計画の基本的考え方

1 北竜町強靭化の目標	3
2 本計画の対象とするリスク	3

## 第3章 北竜町の地勢と災害の概要

1 概況	5
2 災害の履歴	5

## 第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	9
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	10
3 評価の実施手順	11
4 評価結果	12

## 第5章 北竜町強靭化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方	27
2 施策推進の指標となる目標値の設定	28
【北竜町強靭化のための施策プログラム一覧】	28

## 第6章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	44
2 計画の推進方法	44

【別表】 強靭化のための施策プログラムと推進事業	45
--------------------------	----

## 第1章 はじめに

### 1 計画の策定趣旨

2011年(平成23年)に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えとして、災害による致命的な被害を負わない、強さと速やかに回復するしなやかさを持った安全安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、2013年(平成25年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014年(平成26年)6月に基本法に基づく国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を策定し、強靭な国づくりを進めています。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靭化を図るための地域計画として、「北海道強靭化計画」を2015年(平成27年)3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

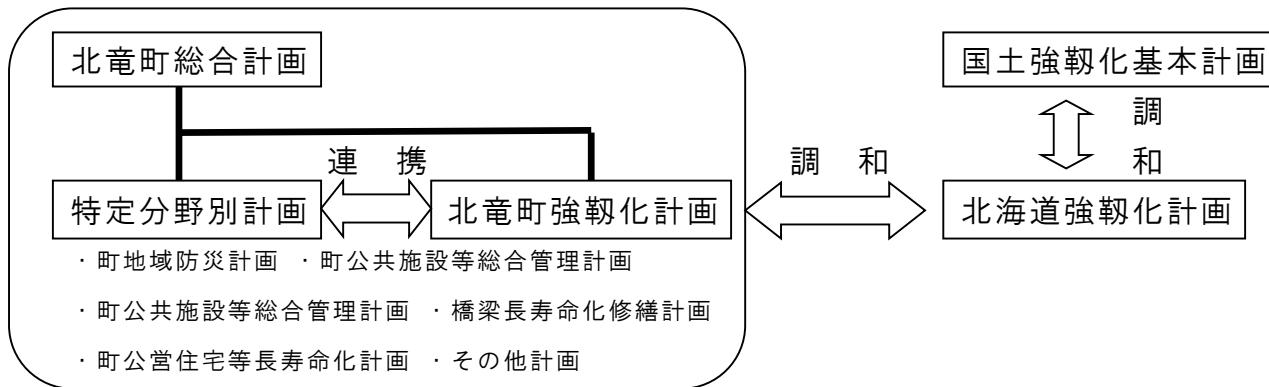
この間、北竜町においても東日本大震災や2016年(平成28年)豪雨災害、2018年(平成30年)7月の大雨災害、同年9月の北海道胆振東部地震(ブラックアウト)等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

北竜町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靭化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・身体・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するため、これまでの取組をさらに加速していかなければなりません。

こうした基本認識のもと、北海道強靭化計画とも調和した取組を進めるためにも、北竜町における国土強靭化に関する施策を総合的かつ、計画的に推進するため「北竜町強靭化計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等国土強靭化に関する部分の施策と連携しながら、長期的な観点に立って一体的に推進します。

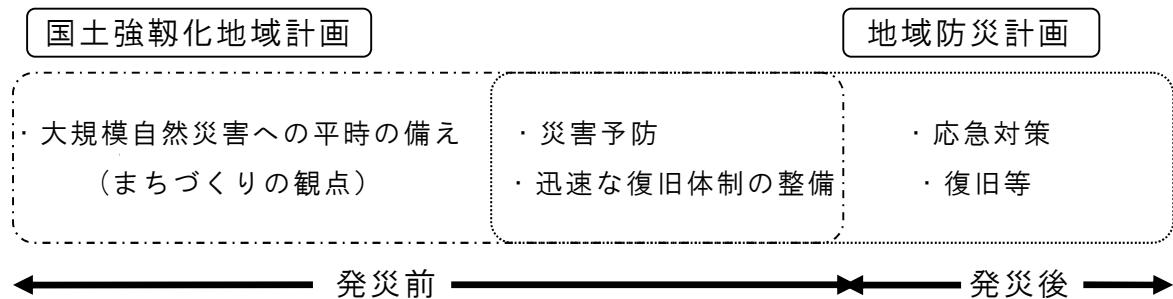


## 3 地域防災計画と国土強靭化地域計画

北竜町における災害への取り組みについて定めた計画として、既に「北竜町地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や風水害など災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施するまでの予防や災害発生後の応急対策や復旧等に観点を置いた計画となっています。

これに対して国土強靭化計画は、平時の備えを中心にまちづくりの観点も含ませたハード・ソフト両面での包括的な計画となっており、両者は互いに密接な関係を持つつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



## 第2章 北竜町強靭化計画の基本的考え方

### 1 北竜町強靭化の目標

北竜町強靭化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靭化に積極的に貢献していくことがあります。

また、本町の強靭化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であり、こうしたことからも人口減少や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならないと考えます。

北竜町の強靭化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国・北海道・市町村・民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考えを踏まえ、北竜町強靭化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や北海道強靭化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する」、「維持成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを北竜町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

#### 北竜町強靭化の目標

- ①大規模自然災害から町民の生命・財産と北竜町の社会経済システムを守る
- ②北竜町の強みを活かし、国・北海道全体の強靭化に貢献する
- ③北竜町の持続的成長を促進する

### 2 本計画の対象とするリスク

北竜町強靭化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靭化計画」が首都直下型地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、さらには大きな被害をもたらすと推定される「増毛山地東縁断層帯」、「沼田一砂川付近の断層帯」、「サロベツ断層帯」があることも踏まえ、本計画において大規模自然災害を身近なものとして大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「町民の生命・財産と北竜町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（2）に掲げる「国・

北海道全体の強靭化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を下記に提示します。

#### (1) 北竜町における主な自然災害リスク

##### ア 地震

- 太平洋沖における海溝型地震
  - ・根室沖における30年内にM7.8～8.5程度の地震発生確率は、80%程度  
(H30 地震調査研究推進本部長期評価)
- 内陸型地震 (H30 地震調査研究推進本部長期評価)
  - ・道内の主要活断層は13箇所
  - ・十勝平原断層帯の発生確率・・・M8.0程度、30年以内に0.1%～0.2%
- 過去の被害状況
  - ・新十津川町北部を震源とする地震[空知支庁中部地震](1995年/平成7年)  
本町(恵岱別ダム用地内地震計：震度5) 人的被害無し  
建物一部損壊、農業施設損壊、崖崩れなど37箇所 被害額約3千万円

##### イ 豪雨／暴風雨／竜巻

- 道内においては、過去30年の台風接近数は、年平均2個(全国平均約6個)と比較的少ないが、これまでも1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生  
また、近年北竜町においても、局所的集中豪雨による災害が増加傾向
- 道内においては、1991年から2013年の間に70の竜巻や突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生

##### ウ 豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

#### (2) 町外における主な自然災害リスク

##### ア 首都直下地震

- 発生確率・・・M7.3程度、30年以内に70%
- 被害想定・・・死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、  
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

- イ　南海トラフ地震
- 発生確率・・・M8～M9クラス、30年以内に70%
- 被害想定・・・死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、  
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、  
被災範囲40都府県（関東・北陸以西）

## 第3章　北竜町の地勢及び災害履歴

### 1　北竜町の概況

北竜町は、空知総合振興局管内の北部、雨竜郡の西北隅に位置し、東は秩父別町及び妹背牛町、南は雨竜町、北は留萌市及び沼田町と接しています。

西部には、暑寒別岳を主峰とする増毛山脈がそびえ、暑寒別天売焼尻国定公園を有する山岳地帯となっており、東部は農耕に適した平坦地が広がり、西高東低の地勢となっています。

東西28km、南北14kmと東西に長い形をしており、総面積は158.82km<sup>2</sup>で、この山林が7割近くを占めています。

気候は、内陸性気候であり、冬季は北西風が多く寒冷で積雪が1.5m以上にもなりますが、夏季は比較的温暖で南西風が多く、稻作・畑作に適しています。

北竜町の人口は、平成2年の国勢調査で3,009人、平成31年3月末の人口は1,840人となり約61.1%の減少となっている。年齢別人口比率は、65歳以上人口比率が43.6%、15歳未満の人口比率は8.6%で平成27年に2,000人を割り込んでからは、少子高齢化などにより減少は続いている。

### 2　災害の履歴

北竜町の災害の主だった発生は、集中豪雨や台風などによる被害が最も多く発生しています。

#### ※主な災害の履歴

##### ①水　害　昭和63年8月

北海道西部を中心とした大雨により本町においても1日に200mmを超す大雨となり、小中河川の氾濫などにより本町はじまって以来の甚大な被害がもたらされました。

##### ○住居被害

・一部破損	2棟	・床上浸水	123棟	・床下浸水	238棟
被害額 6,683万円					

## ○農業被害

### 農地（流失・埋没）

田 114.97ヘク 被害額 2億 6,110万円

畠 5.13ヘク 被害額 600万円

### 農作物

田 851ヘク 被害額 3億 6,787万円

畠 272ヘク 被害額 2億 835万円

農業用施設 189箇所 被害額 26億 5,920万円

被害額 5億 252万円

## ○土木被害

河川 98箇所 被害額 39億 5,470万円

道路 15箇所 被害額 2億 560万円

橋梁 6箇所 被害額 7,430万円

被害額 42億 3,460万円

## ○林業被害（一般民有林）

林地 62箇所 被害額 9億 8,800万円

治山施設 2箇所 被害額 5,000万円

林道 15箇所 被害額 3,690万円

被害額 10億 7,490万円

## ○商工被害 8件 被害額 1,615万円

被害総額 88億 9,500万円

## ②水害 平成11年7月

活発な前線が北海道中部に停滞し、大雨となり本町において総雨量133mmとなり、河川の増水による越流などで農業・土木・林業などに被害をもたらしました。

## ○農業被害

田 53.52ヘク 被害額 1,015万円

畠 27.28ヘク 被害額 3,093万円

農業用施設 18ヶ所 被害額 2億 4,530万円

## ○土木被害

河川 7箇所 被害額 2,620万円

道路 21箇所 被害額 1,402万円

## ○林業被害（一般民有林）

林道 3箇所 被害額 1,420万円

被害総額 3億 4,080万円

### ③水害 平成30年7月

北日本に停滞していた前線が停滞し、台風から変わった低気圧により集中豪雨となり、3時間で50mmを超す大雨となりました。

○住居被害 ・床下浸水 1棟

○農業被害

農作物

田 14.17 ハektar 畑 9.42 ハektar 被害額 338万円

○土木被害

河川 6箇所 被害額 2,400万円・道路6箇所 被害額 460万円

### ④地震 平成7年5月

新十津川町北部を震源とする地震（空知支庁中部地震）で本町の恵岱別ダム用地内地震計が震度5を記録していたが、人的被害はありませんでした。

○被害状況

住居・非住家 4件	被害額 550千円
公共施設 10件	被害額 2,160千円
農業関係 7件	被害額 4,390千円
林業関係 2件	被害額 20,000千円
その他施設 4件	被害額 2,583千円

被害総額 29,683千円

### ⑤地震 平成30年9月

北海道胆振東部地震で本町において震度4であったが、人的及び建物損壊など被害はでなかった。

町内全域で停電（ブラックアウト）となり、町内全域の復旧まで地震発生より約30時間経過後でした。

### ⑥竜巻 平成13年6月

本町始まって以来の竜巻は、小豆沢地域で発生し、幅約200メートル～300メートルに達しひまわりの里や北竜中学校付近を時速20キロで東北東へ7キロ移動し隣接する秩父別町で消滅した。風速最大で50～60メートルに達し、竜巻の強さはF2（強い竜巻）で、当時道内では観測史上最大級の規模がありました。

○竜巻被害状況

人的被害 重傷1人 軽傷2人

住居 全壊 1件 一部破損 3件 被害額 40,800千円

非住居 全壊 19件 半壊 9件 被害額 2,750千円

農 業	農作物	1.6ha	被害額	950 千円
	農業施設	6 件	被害額	550 千円
	営農施設	6 件	被害額	9,080 千円
林 業	林産物	1 件	被害額	300 千円
教 育	中学校	1 件	被害額	19,600 千円
	社会教育施設	1 件	被害額	6,500 千円
觀 光	觀光施設	1 件	被害額	20,000 千円
その他	26 件		被害額	5,300 千円
			被害総額	121,370 千円

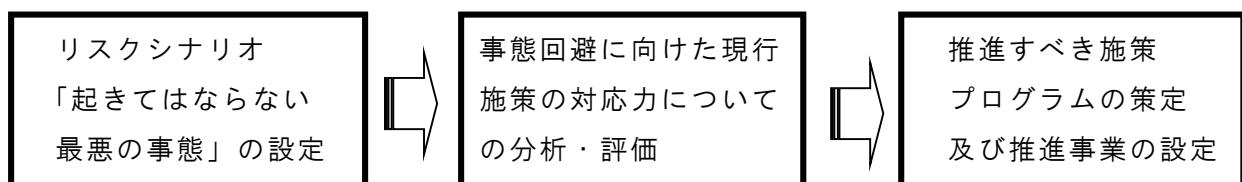
## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を分析・評価すること（脆弱性評価）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、（基本法第9条5項）、国の強靭化基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる北竜町強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等を参考に以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- \* 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、北竜町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施
- \* また、国土強靭化への貢献という観点から、町内での大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた北竜町の対応力についても併せて評価

## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を基に、積雪寒冷など本町の地域特性を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

### 【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サンプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 3 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

### 4 評価結果

評価結果は次のとおり。

## 1 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### 1-1-1（住宅、建築物等の耐震化）

- ① 住宅・建築物等の耐震化については、耐震改修促進法の改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- ② 小中学校、社会福祉施設、体育館施設など不特定多数が集まる施設の耐震化については一定程度の整備されているものの、災害時の避難場所などに利用されることを踏まえ耐震化及び冷暖房設備など整備の一層の促進を図る必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町公共施設等総合管理計画・北竜町学校施設長寿命化計画

#### 北海道耐震改修促進計画

##### 1-1-2（建築物等の老朽化対策）

- ① 公共施設の老朽化対策については、維持管理や保守、改修・更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「北竜町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- ② 老朽化した公営住宅の建て替え、改修・改善等を計画的に実施する必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町公共施設等総合管理計画

#### 北竜町公営住宅等長寿命化計画

##### 1-1-3（避難所の指定・整備・普及啓発）

- ① 指定緊急避難所及び指定避難所が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人員、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- ② 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、指定は進めているものの、避難方法などに関して要配慮者への情報伝達体制等の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取組必要がある。
- ③ 災害時の避難場所として活用される公共施設や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

##### 1-1-4（緊急輸送道路等の整備）

- ① 町内の緊急輸送道路については、国・道と連携しながら避難や救助を円滑に行うために、整備を推進する必要がある。
- ② 緊急輸送道路の計画的な整備を推進する必要がある。
- ③ 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕を推進する必要がある。

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### 1-2-1（警戒避難体制の整備等）

- ① 本町における土砂災害に係る災害危険区域として地すべり防止区域 2ヶ所・土石流危険渓流 4ヶ所・山地災害危険地区 4ヶ所として指定しているが、今後とも土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の北海道が実施する基礎調査等へ協力し、指定を推進する必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

## 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 【評価結果】

#### 1-3-1（洪水・内水ハザードマップの作成）

- ① 「防災のしおり」や「洪水、ため池ハザードマップ」を有効活用し、平時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養うことで、水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

#### 1-3-2（河川改修等の治水対策）

- ① 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、護岸の整備などの治水対策を行ってきており、今後なお一層の効果的、効率的な対策を進める必要がある。また、河川管理施設の計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理に係る財源の確保が必要である。

- ② 町内河川の危険箇所の改修、中小河川、農業用水、排水路等水害危険箇所の整備を推進するほか、北竜町地域防災計画に基づく重要水防区域については、消防団等と連携しながら、警戒巡回等を行うとともに、情報の一元化、集約化の体制を構築する必要がある。

\*気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理を行う必要がある。

- ③ 緊急自然災害防止対策事業及び緊急浚渫推進事業の計画的推進が必要(R2～R6 の 5年間)であり、緊急性の高い普通河川より工事施工することが必要である。(7 河川実施計画)

## 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### 【評価結果】

#### 1-4-1 (暴風雪時における道路管理体制)

- ① 雪害対策は人的被害防止を最優先とし、町民へ様々な機会に防災意識の高揚を図るとともに、道路管理者は管理路線において積雪対策を推進し、積雪等における災害の軽減を図る必要がある。
- ② 暴風雪時における、人的被害や立ち往生している車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うとともに、周知体制の強化を図る必要がある。
- ③除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供に取り組む必要がある。
- ④除排雪における体制の整備と委託業者を含めた道路管理体制を維持する必要がある。

#### 1-4-2 (除雪体制の確保)

- ① 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を行い、円滑な除雪体制の強化に向けた取組を進める必要がある。
- ② 異常降雪時において、交通量、緊急車両対策等を検討し、幹線道路から順次除排雪を実施していくため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の更新やオペレーターの確保に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取組を進める必要がある。
- ③ 除排雪機械の計画的な整備と更新を図るとともに、除排雪委託業者による除排雪体制を確保する必要がある。また、将来的に安定した除排雪体制の維持が図られるよう、車両センター等計画的維持・更新を図る必要がある。

## 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### 【評価結果】

#### 1-5-1（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- ① 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策として、積雪期における避難場所、指定避難所及び避難路の確保とその周知・啓発を図り、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

#### 1-5-2（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- ① 冬季の災害発生時は、避難所における暖房等の需要が見込まれることから電源を要しない暖房器具、燃料のほか、厳冬期を想定した防寒対策（段ボールベット・毛布等）の備蓄に努める必要がある。
- ② 昨年の9月に発生した北海道胆振東部地震によるブラックアウトを教訓として、電力供給が遮断された場合における、暖房設備や町民のスマホなどの電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

## 1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### 【評価結果】

#### 1-6-1（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- ① 災害が発生した場合、町民を迅速かつ的確に避難させ救護するため、道や他市町、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について平時から整備しておく必要がある。
- ② 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

#### 1-6-2（住民等への伝達体制の強化）

- ① 町内会や老人クラブ・自主防災組織等の様々な地域コミュニティの醸成を推進し、各地域レベルにおいて、的確かつ円滑な情報共有体制の構築に向けた支援に取組必要がある。
- ② 災害時において、町民に対して正しい情報を確実に提供し、社会的混乱の防止を図ることで、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する必要がある。
- ③ 災害発生時においては、町民に対して但し情報を確実に提供することはもとより、近年のインターネットの普及に伴い、SNS等で様々な情報が個人レベルで発信され、不要な混乱を招く事態も想定されることから、住民等の適切な判断を促進する必要がある。
- ④ 防災行政無線等の無線通信システム、有線通信システム、衛星携帯電話等の無線通信システムや携帯電話など含め、通信手段の多重化・多様化に努める必要がある。
- ⑤ 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。
- ⑥ 災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要である。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

#### 1-6-3（防災教育の推進）

- ① 教育機関は、防災に関する安全計画の立案・実現のため、児童生徒に災害や事故等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動出来るよう、それぞれの成熟度に応じた防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う必要がある。
- ② 町及び教育機関、町内会、自主防災組織等による地域全体での総合的な防災教育を行い、自助・共助・公助それぞれの視点から、災害時において適切に対応出来る地域づくりを促進していく必要がある。
- ③ 学校による定期的な避難訓練の実施や防災に関する授業などを通じて、学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に取り組む必要がある。

## 2 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【評価結果】

##### 2-1-1 (物資供給等に係る連携体制の整備)

- ① 物資供給をはじめ医療、救助、救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道や道内市町村、民間企業、団体等との間で締結している防災に関する各種協定等について、その実効性を確保するとともに、平時からの効力関係を構築する。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

##### 2-1-2 (非常用物資の備蓄促進)

- ① 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。
- ② 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応などを想定し、最低3日以上の備蓄に努めるよう、自発的な備蓄を促進するため啓発活動や広報活動に努める必要がある。
- ③ 避難所等への備蓄品の適正な配置に関して検討する必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

食料等の備蓄状況 (R4年3月時点)

品名	数量
非常食（アルファー米）	1,894食
非常食（缶入りパン）	720食
飲料水（0.5,1.0,2.0ℓ）	5,184本
*その他栄養食品についても備蓄有り	

防災資機材の備蓄状況 (R4年3月時点)

区分	数量
発電機	5台
投光器	10台
懐中電灯	28台
*その他資機材についても隨時購入計画有	

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【評価結果】

#### 2-2-1（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- ① 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に行えるよう、各防災関係機関と緊密に連携しながら、総合（合同）訓練など実施する必要がある。
- ② 消防職・団員の災害対応力向上のため、災害対策に係る講習や医療に関する研修会等への参加により、総合的な人材育成を進める必要がある。
- ③ 効果的な訓練環境の整備などにより災害対応能力を向上させる必要がある。

#### 2-2-2（自衛隊体制の維持・充実）

- ① 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、北海道内の配備体制の維持・拡充に向け、関係機関との連携した取り組みを推進する必要がある。

#### 2-2-3（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- ① 警察・消防署・消防団の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図るとともに、救急活動上不可欠であるAEDなどの救急装置について、町内学校施設や民間施設への設置及び普及を推進する必要がある。
- ② 消防力を維持するため、消防車両及び消防水利の計画的な整備を推進する必要がある。
- ③ 深川消防署北竜支署における消防無線のデジタル化の整備は終了しているが、今後は次計画による機器更新事業を継続していく必要がある。
- ④ AED（自動体外式除細動器）の導入の促進と計画的な更新を進めるとともに、町民へ設置場所の周知徹底が必要である。

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

#### 2-3-1 (被災時の医療支援体制の強化)

- ① 被災時において、災害規模等の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会等と連携し、災害急性期においては北海道に対して災害派遣医療チームの派遣を要請するなど、災害時支援体制の強化を推進する必要がある。
- ② 災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備の設置や医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

#### 2-3-2 (災害時における福祉的支援)

- ① 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。
- ② 社会福祉施設の災害に対する安全性を高めるため、ライフライン等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄に努める必要がある。
- ③ 個別計画の作成と平時における福祉的支援の人材を確保する必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画(内に掲載)避難行動要支援者の避難支援全体計画

#### 2-3-3 (防疫対策)

- ① 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時からの定期予防接種を対象者が適切に受けることが出来る体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理のための簡易トイレ・災害用トイレ袋の備蓄等に取り組む必要がある。

#### ●部門別計画：北竜町地域防災計画・北竜町防災備蓄計画

### 3 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### 【評価結果】

###### 3-1-1 (災害対策本部機能等の強化)

- ① 災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電設備など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る必要がある。
- ② 災害時に設置する災害対策本部が迅速かつ的確な災害対応を行うことが出来るよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図る必要がある。
- ③ 北竜町地域防災計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。

##### ●部門別計画：北竜町地域防災計画・北竜町公共施設等総合管理計画

###### 3-1-2 (行政の業務継続体制の整備)

- ① 災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、業務継続計画を策定し、行動手順の点検や訓練の実施、検証による計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る必要がある。
- ② 広域応援に関する自治体間相互の協定締結（北海道広域消防相互応援協定）  
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- ③ 業務継続計画(BCP)は令和2年12月策定しているが、社会状況に応じて修正する必要がある。

##### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

###### 3-1-3 (応域応援・受援体制の整備)

- ① 災害発生時において、他の自治体及び防災関係機関に対する要請や被災市町からの応援に応えるため、応受援に関する計画等を地域防災計画等に反映させ、総合防災訓練などにより連携体制の強化を推進する必要がある。
- ② 協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。

##### ●部門別計画：北竜町地域防災計画

## 4 ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### 【評価結果】

##### 4-1-1 (再生可能エネルギーの導入拡大)

- ① 地域の特性を生かし、太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、国や北海道などの関係機関と連携を図りながら利活用の普及促進を図る必要がある。
- ② 既存のエネルギー生産基盤のバックアップとなる再生可能エネルギーの導入拡大検討の必要がある。

##### 4-1-2 (電力基盤等整備)

- ① 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する必要がある。
- ② 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生を教訓とした対策が必要である。
- ③ 役場庁舎の防災拠点における非常用電源設備の導入検討が必要である。
- ④ 停電時における地域防災対策や家庭での平時からの備えに対する意識啓発が必要である。

##### 4-1-3 (多様なエネルギー資源の活用)

- ① 再生可能エネルギーや地中熱利用システムなどエネルギー構成の多様化の推進と災害を想定した設備の導入によるバックアップ体制の整備を図る必要がある。

##### 4-1-4 (石油燃料供給の確保)

- ① 災害時における住民生活の安全と円滑な防災体制を確保するため、石油燃料の安定的確保に向けた関係機関との平時からの情報共有など協力体制を構築する必要がある。
- ② 災害時における燃料給油拠点の電源対策が必要である。

## 4－2 食料の安定供給の停滞

### 【評価結果】

#### 4-2-1 (食料生産基盤の整備)

- ① 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策を含め、農地や農業用施設、水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- ② 農産物を将来にわたり、安定的に生産・提供できる基盤を整備するとともに、担い手や後継者の確保と育成・経営指導の強化など持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。
- ③ 農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。

#### 4-2-2 (食料品の販路拡大)

- ① 大規模災害の発生時において、食料の供給を安定的に行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、食の安全・安心に関する取組をあらゆる機会にPRするとともにブランド化の推進等、販路の開拓・拡大に向けた取組への支援が必要である。

#### 4-2-3 (農産物の産地備蓄の推進)

- ① 稲作を中心とした道内の食料供給地域として、災害時における食料の安定供給に向けた関係機関との協力体制の構築を図る必要がある。

\* 「北海道食料備蓄基地構想」（北海道）

・北海道が担うバックアップ機能である「食料の安定供給」に向けた関係機関による協力態勢の整備が必要である。

#### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

##### 【評価結果】

###### 4-3-1 (水道施設等の防災対策)

- ① 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る必要がある。
- ② 災害時等における飲料水や生活用水の確保のため、応急給水・応急復旧体制を整備するとともに広域での支援体制の構築を図る必要がある。
- ③ 災害時における安定した給水を確保するため、水道施設の耐震化を図るとともに基幹管路や配水管の耐震化を図る必要がある。
- ④ 災害対応マニュアルに沿った訓練の実施など実効性の確保について検証が必要である。
- ⑤ 災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。

●部門別計画：1) 北竜町簡易水道事業危機管理マニュアル H30.3 策定

- 2) 北竜町水道ビジョン H31.2 策定
- 3) 北竜町アセットマネジメント H30.2 策定
- 4) 北竜町簡易水道事業生活基盤近代化事業  
H28～6年間継続事業（配水管の耐震化・電気設備の更新）

###### 4-3-2 (下水道施設等の防災対策)

- ① 災害により下水道機能が低下した場合においても業務が継続出来るよう、被災した下水道機能を早期に復旧させるための業務継続計画の策定と同計画に基づき訓練等の実施により、危機管理体制の強化を図る必要がある。
- ② 老朽化が進む下水道施設について、長寿命化を図るべく計画的な更新や適正な維持管理に努める必要がある。
- ③ 下水道処理区域外においては、災害に強い特性を持つ合併浄化槽を設置することにより、生活排水の適正な処理を推進するとともに、老朽化した浄化槽の更新について、推進する必要がある。

●部門別計画：北竜町農業集落排水事業最適構想 H31.2 策定

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### 【評価結果】

###### 4-4-1 (都市の骨格を形成する幹線道路の整備)

- ① 関係機関との連絡・協力体制を密に構築し、国道、主要道道のほか、地域高規格道路の整備に向けた取組を推進する必要がある。
- ② 災害時における迅速な物資の供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する必要がある。
- ③ 災害時における運行体制の確保に向けた取組が必要である。

###### 4-4-2 (地域公共交通体系の整備)

- ① 交通事業者（北空知バス・中央バス・沿岸バス）と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた効率的かつ利便性の高い路線バスの運行体制を確保する必要がある。
- ② 災害時における町民の交通手段を確保するため、平時から利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する必要がある。
- ③ 地域特性を考慮した交通手段や路線などの確保により、町民生活の利便性の向上を図る必要がある。
- ④ 地域特性を考慮した交通手段等の確保により、町民生活の利便性向上を図る必要がある。
- ⑤ 災害時における運行体制の確保に向けた取り組みが必要である。

###### 4-4-3 (道路施設の防災対策)

- ① 災害に強い交通網を構築するため、関係機関と連携を図り、緊急輸送道路等に架かる橋梁の橋脚の補強や落橋の防止対策など道路施設の計画的な整備を推進する必要がある。
- ② 橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき損傷の少ないうちに使う予防保全的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架け替えにかかるコストの縮減を図る必要がある。
- ③ 緊急性の高い町道補強を緊急自然災害防止対策事業により実施する必要がある。

(R2～R6 の 5 年間)

##### ●部門別計画：北竜町橋梁長寿命化修繕計画 (H25.12 策定)

###### 4-4-4 (地下埋設物の管理、空洞化対策)

- ① 主要道路については、定期的な路面点検に基づき、計画的かつ効率的な補修を行い、安全で快適な道路環境を確保しながら、舗装の延命化やコストの縮減を図る必要がある。
- ② 道路パトロールの実施や町民などからの情報提供による路面陥没の早期発見後の速やかな補修等の体制を整備する必要がある。

## 5 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

##### 5-1-1 (企業の業務継続体制の強化)

- ① 中小企業の事業継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携しながら普及啓発に向けて支援を検討していく必要がある。
- ② 関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

##### 5-1-2 (被災企業等への金融支援)

- ① 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等事業の早期復旧と経営の安定化を図るため、国や道が実施している金融支援について普及啓発を推進するほか、町が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努める必要がある。
- ② 被災企業が支援制度を円滑に活用出来るよう関係機関との情報共有を図る必要がある。

## 6 二次災害の抑制

### 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

#### 【評価結果】

##### 6-1-1 (ため池の防災対策)

- ① ため池が破堤する恐れがある場合において、迅速かつ的確な避難行動が出来るように、被害想定区域や避難場所等を示す「ため池ハザードマップ」は作成しているものの、地域住民に対する平時からの情報提供及び周知徹底を図る必要がある。

## 6－2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### 【評価結果】

#### 6-2-1 (森林の整備・保全)

- ① 大雨や大地震等の災害に起因する森林の荒廃により、土砂の流出や表層雪崩など山地災害を防止するため、森林が持つ水源のかん養、防災、減災、地球温暖化の防止などの多様な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する必要がある。
- ② 森林の適正な管理を行うため、林業の担い手の確保に向けた取り組みが必要である。

#### ●部門別計画：北竜町森林整備計画

#### 6-2-2 (農地・農業水利施設等の保全管理)

- ① 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など保全機能を維持するため、国・道と連携しながら、農地の適正な保全管理及び農業用水利施設・農業用排水施設等の適正な維持管理と計画的な設備更新を推進する必要がある。
- ② 町内3カ所ある内水処理施設（排水機場）の老朽化対策について、適切な維持管理を行うため、国や道と連携しながら施設更新事業に取り組む必要がある。

## 7 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

##### 7-1-1 (災害廃棄物の処理体制の整備)

- ① 大規模自然災害の発生を想定した災害廃棄物の処理体制を整備・推進し、ゴミの発生量の予測、収集・運搬方法、仮置き場候補地、民間処理業者との連携などに関する項目についての検証のほか、早期の復旧・復興に向けた最終処分場への円滑な搬出作業を実施する上で必要となる仮置き場における分別方法の検討や広域的な処理体制等を整備する必要がある。
- ② 大規模自然災害時においては、通常の生活ゴミに加えて、避難所のゴミや被災家屋等の片付けゴミ、仮設トイレ等のし尿などの処理を円滑に行う必要がある。

##### ●部門別計画：北竜町一般廃棄物処理基本計画（H26.3 策定）

##### 7-1-2 (所有者不明土地対策の推進)

- ① 災害後の円滑な復旧・復興に努めるため、道や他の市町村と連携しながら、国の制度に基づく所有者不明土地の適正な処理を行い、円滑な利用を推進する必要がある。

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

#### 【評価結果】

##### 7-2-1 (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- ① インフラ施設を適切に維持し、大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進めるため、建設業者との連携・協力体制を強化するとともに、各種応援協定の締結や協定に基づく訓練等の実施により、大規模自然災害時における所管施設等の迅速な復旧体制を整備する必要がある。
- ② 迅速な復旧・復興の担い手となる建設業者との連携協力が必要である。

##### 7-2-2 (行政職員の活用促進)

- ① 道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。
- ② 大規模自然災害時における人材不足を補うため、他市町間の相互応援体制が必要である。

## 第5章 北竜町強靭化のための施策プログラム

### 1 施策プログラム策定の考え方

第4章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靭化施策の取組方針を示す「北竜町強靭化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめています。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定しました。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」として位置付けします。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があることから、「北竜町総合計画」で掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靭化を北海道・国の強靭化へつなげるため、北竜町総合計画の基本計画に沿った取組や「北海道強靭化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し実施することとします。

#### 【北竜町強靭化のための施策プログラム一覧】

- \* 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに事態回避に向け推進する施策プログラムを（ ）書きで掲載
- \* 重点化すべき施策プログラムについては、末尾に「**重点**」と記載
- \* 施策推進に必要な事業ごとに「**推進事業**」を設定。また計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

## 1、人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等耐震化

#### 1-1-1（住宅・建築物等の耐震化）「重点」

- ① 住宅・建築物等の耐震化については、耐震改修促進法の改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。
- ② 小中学校、社会福祉施設、体育館施設など不特定多数が集まる施設の耐震化については一定程度の整備されているものの、災害時の避難場所などに利用されることを踏まえ耐震化及び冷暖房設備など整備一層の促進を図る。

推進事業：公営住宅等整備事業（建設課）・学校施設環境改善交付金事業（教育委員会）

#### 1-1-2（建築物等の老朽化対策）「重点」

- ① 公共施設の老朽化対策については、維持管理や保守、改修・更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「北竜町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を推進する。
- ② 老朽化した公営住宅の建て替え、改修・改善等を計画的に実施する。

推進事業：公営住宅等維持管理事業（建設課）医師住宅維持管理事業（住民課）

#### 1-1-3（避難場所等の指定・整備・普及啓発）「重点」

- ① 災害対策基本法に基づいて指定された指定緊急避難場所や指定避難場所について、整備の状況や収容人員、安全性、管理状況など、その適切性の確保するため、不断の見直しを行う。
- ② 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報周知の取組を行う。
- ③ 災害時の避難場所として活用する公共施設や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め施設整備を計画的に促進する。

推進事業：地域防災力強化事業・防災対策推進事業・地域づくり交付金事業（総務課）

#### 1-1-4（緊急輸送道路等の整備）「重点」

- ① 町内の緊急輸送道路については、国・道と連携しながら避難や救助を円滑に行うために、整備を推進する。

推進事業：道路維持管理事業・橋梁維持管理事業（建設課）

道道 94 号線道路補修等事業[北竜橋架替事業]・国道 275/233 号線道路補修等事業

【指標】	【現状】	【目標】
1)小中学校の耐震化率	(R1 : 100%)	100% 現状維持
2)社会福祉施設の耐震化率	(R1 : 100%)	100% 現状維持
3)医療施設の耐震化率	(R1 : 100%)	100% 現状維持
4)指定緊急避難場所の指定状況	11 施設	必要に応じ追加指定
5)指定避難場所	7 施設	必要に応じ追加指定

## 1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### 1-2-1（警戒避難体制の整備等）「重点」

- ① 土砂災害に係る災害危険区域として「地すべり防止区域」・「土石流危険渓流」・「山地災害危険地区」を指定しているが、今後とも土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の北海道が実施する基礎調査等への協力により、指定を推進する。

推進事業：防災対策推進事業「土砂災害に対する警戒体制の整備」（総務課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)土砂災害ハザードマップ作成状況 2)避難勧告等の判断・伝達マニュアル （土砂災害編）	(R1 時点未策定) (H26 策定済)	策定 R6 まで —

## 1－3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 1-3-1（洪水・内水ハザードマップの作成）

- ① 「防災のしおり」や「洪水、ため池ハザードマップ」を有効活用し、平時から防災意識と自主的な避難の心構えを養うことで、水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。

推進事業：地域防災力強化事業（総務課）

### 1-3-2（河川改修等の治水対策）「重点」

- ① 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、護岸の整備などの治水対策を効果的に推進する。
- ② 河川管理施設の計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理に係る財源の確保に務める。
- ③ 町内河川の危険箇所の改修、中小河川、農業用水、排水路等水害危険箇所の整備を推進するほか、北竜町地域防災計画に基づく重要水防区域については、消防団等と連携しながら、警戒巡回等を行うとともに、情報の一元化、集約化の体制を構築する必要がある。

推進事業：河川維持管理事業「適切な河川管理・改修・維持」（建設課）

緊急自然災害防止対策事業「防災・減災・国土強靭化のための緊急対策」（建設課）

緊急浚渫推進事業「治水対策強化及び河川氾濫防止対策」（建設課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)洪水、ため池ハザードマップ 2)防災のしおり 3)尻無川護岸整備他 5 河川 4)幌美里川河床掘削・立木伐採他 10 河川	H28 策定済 H29 策定済 R2～実施 R2～実施	— — R2～R6 (5 河川実施) R2～R6(10 河川実施)

## 1－4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### 1-4-1（暴風雪時における道路管理体制）「重点」

- ① 雪害対策は人的被害防止を最優先とし、町民へ様々な機会に防災意識の高揚を図るとともに、道路管理者は管理路線において積雪対策を推進し、積雪等における災害の軽減に務める。
- ② 暴風雪時における、人的被害や立ち往生している車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うとともに、周知体制の強化を図る。

推進事業：道路除雪管理事業「暴風雪時の道路管理体制」（建設課）

### 1-4-2（除雪体制の確保）「重点」

- ① 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を行い、円滑な除雪体制の強化に向けた取組を進める。
- ② 暴風雪時における、人的被害や立ち往生している車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うとともに、周知体制の強化を図る。
- ③ 除排雪機械及び車両センター等の計画的な整備と更新を図るとともに、除排雪委託業者による除排雪体制を確保する。

推進事業：道路除雪管理事業「暴風雪時の道路管理体制」（建設課）

除雪車両購入事業（雪寒機械導入事業）（建設課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)町道除雪路線延長 70 路線 63.7Km	左記同	現状維持
2)除雪機械保有台数 8 台	左記同	R3：2 台・R4：1 台更新

## 1－5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### 1-5-1（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- ① 災害時における公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の一時的な受入態勢の整備や避難所の周知・誘導などの避難対策の検討を進める。

推進事業：防災対策推進事業「避難所の周知・誘導などの避難対策」（総務課）

### 1-5-2（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）「重点」

- ① 冬季の災害発生時は、避難所における暖房等の需要が見込まれることから電源を要しない暖房器具、燃料のほか、厳冬期を想定した資機材（段ボールベット・毛布等）の備蓄に努める。
- ② H30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震によるブラックアウトを教訓として、電力供給が遮断された場合における、暖房設備や町民のスマホなどの電源確保のため、非常電源等のバッカアップ設備等の整備に努める。

推進事業：防災対策推進事業「冬季における避難所の防寒対策」（総務課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)緊急指定避難所及び指定避難所指定数	現時点：18 施設	※地域の実情に応じて 増減有り

## 1－6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### 1-6-1（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）「重点」

- ① 災害が発生した場合、町民を迅速かつ的確に避難させ救護するため、道や他市町、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について平時から準備を進める。
- ② 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る。

推進事業：防災対策推進事業「情報の収集、伝達体制整備、情報の共有」（総務課）

防災行政無線更新事業「情報伝達体制整備」（総務課）

### 1-6-2（住民等への伝達体制の強化）「重点」

- ① 災害時において、町民に対して正しい情報を確実に提供し、社会的混乱の防止を図ることで、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する必要がある。
- ② 防災行政無線等の無線通信システム、有線通信システム、衛星携帯電話等の無線通信システムや携帯電話など含め、通信手段の多重化・多様化に努める。
- ③ 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を促進する。

推進事業：防災対策推進事業「情報の収集、伝達体制整備、情報の共有」（総務課）

防災行政無線更新事業「情報伝達体制整備」（総務課）

### 1-6-3（防災教育の推進）

- ① 教育機関は、防災に関する安全計画の立案・実現のため、児童生徒に災害や事故等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動出来るよう、それぞれの成熟度に応じた防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。
- ② 町及び教育機関、町内会、自主防災組織等による地域全体での総合的な防災教育を行い、自助・共助・公助それぞれの視点から、災害時において適切に対応出来る地域づくりを促進していく必要がある。

推進事業：防災対策推進事業「地域住民への意識づくり」（総務課）

防災教育推進事業（自然災害に対応した学校安全授業）[1日防災学校]（教育委員会）

【指標】	【現状】	【目標】
1)自主防災組織設立件数	H30 時点：3 件	R6まで3件増 計6件
2)防災訓練実施回数	H25～H30：4 回	各年度1回以上実施
3)1日防災学校の実施	未実施	町内各学校で実施
4)消防団員充足率	95.0%	R6：100%

## 2、救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 2-1-1（物資供給等に係る連携体制の整備）「重点」

- ① 物資供給をはじめ医療、救助、救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業、団体等との間で締結している防災に関する各種協定等について、その実効性を確保するとともに、平時からの効力関係を構築する。

推進事業：防災対策推進事業「物資供給等に係る連携体制の整備」（総務課）

#### 2-1-2（非常用物資の備蓄促進）「重点」

- ① 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する。

- ② 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応などを想定し、最低3日以上の備蓄に努めるよう、自発的な備蓄を促進するため啓発活動や広報活動に努める。

推進事業：災害対策用物資備蓄事業「家庭内備蓄の意識啓発、非常用物資の計画的な備蓄」（総務課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)物資の提供等に関する協定件数	R1 時点：15 件	R6：20 件
2)年度別防災備蓄計画に基づく年度別整備率	100%	100%

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 2-2-1（防災訓練等による救助・救急体制の強化）「重点」

- ① 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に行えるよう、各防災関係機関と緊密に連携しながら、総合（合同）訓練など実施していく。
- ② 消防職・団員の災害対応力向上のため、災害対策に係る講習や医療に関する研修会等への参加により、総合的な人材育成を進める。

推進事業：防災対策推進事業「実践的な防災訓練等の実施」（総務課）

消防職員育成事業「消防職員の災害能力育成」（深川消防署北竜支署）

### 2-2-2（自衛隊体制の維持・充実）

- ① 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、北海道内の配備体制の維持・拡充に向け、関係機関との連携した取り組みを推進する。

推進事業：庶務事業「自衛官募集の協力等」（総務課）

### 2-2-3（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）「重点」

- ① 警察・消防署・消防団の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図るとともに、救急活動上不可欠である AED などの救急装置について、町内学校施設や民間施設への設置及び普及を推進する。
- ② 消防力を維持するため、消防車両及び消防水利の計画的な整備を推進する。
- ③ 深川消防署北竜支署における消防無線のデジタル化の整備は終了しているが、今後は年次計画による機器更新事業の継続に努める。

推進事業：消防車両整備事業「消防車両の計画的な整備」（深川消防署北竜支署）

消防水利整備事業「消防水利の計画的な整備」（深川消防署北竜支署）

防災対策推進事業（総務課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)一般家庭における火災報知機設置率	R1：95.4%	100%
2)町内公共施設における AED 設置数	R1：10 件	15 件

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 2-3-1（被災時の医療支援体制の強化）「重点」

- ① 被災時において、災害規模等の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会等と連携し、災害急性期においては、北海道に対して災害派遣医療チームの派遣を要請するなど、災害時支援体制の強化を推進する。
- ② 災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備の設置や医療資機材の整備など、所要の対策を図る。

推進事業：防災対策推進事業「被災時の医療支援体制の強化」（総務課）

町立診療所地域医療体制支援事業（住民課）

町立診療所医療用機器整備事業（住民課）

### 2-3-2（災害時における福祉的支援）

- ① 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する。
- ② 社会福祉施設の災害に対する安全性を高めるため、ライフライン等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄に努める。

推進事業：防災対策推進事業「地域との連携による支援体制の整備」（総務課）

災害対策用物資備蓄事業「備蓄食料品等の計画的な整備」（総務課）

民生委員児童委員活動推進事業「民生委員等活動支援」（住民課）

### 2-3-3（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時からの定期予防接種を対象者が適切に受けることが出来る体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理のための簡易トイレ・災害用トイレ袋の備蓄等に努める。

推進事業：災害対策用物資備蓄事業「備蓄資機材等の計画的な整備」（総務課）

感染症予防対策事業「感染症の発生とまん延防止」（住民課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)町民の特定健診受診率	H30：57.7%	60.0%
2)町民の健康相談・保健指導件数	H30：284 件	—
3)予防注射接種率（麻疹・風疹）	H30：I期 90.0% II期 91.6%	I期 100.0% II期 100.0%

### 3、行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### 3-1-1（災害対策本部機能等の強化）「重点」

- ① 災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電設備など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る。
- ② 災害時に設置する災害対策本部が迅速かつ的確な災害対応を行うことが出来るよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図る。

推進事業：防災対策推進事業「本部訓練の実施・検証、被災者の生活再建」（総務課）

防災行政無線更新事業「アナログ方式からデジタル方式への更新」（総務課）

##### 3-1-2（行政の業務継続体制の整備）「重点」

- ① 災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、業務継続計画を策定し、行動手順の点検や訓練の実施、検証による計画の見直しを行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。
- ② 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎における災害時の業務継続を確保するためには、電気や水などのライフラインのバックアップの機能の向上を図る。

推進事業：防災対策推進事業「災害時における業務継続体制の確保」（総務課）

##### 3-1-3（応域応援・受援体制の整備）「重点」

- ① 災害発生時において、他の自治体及び防災関係機関に対する要請や被災市町村からの応援に応えるため、応受援に関する計画等を地域防災計画等に反映させ、総合防災訓練などにより連携体制の強化を推進する。

推進事業：防災対策推進事業「受援体制の整備」（総務課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)国土強靭化地域計画の策定	R2：3月策定 100%	以降、総合計画と一体となった 施策評価を実施し、PDCAの構築
2)業務継続計画の策定	R2.12月：策定 随時更新	

## 4、ライフラインの確保

### 4-1 エネルギー供給の停止

#### 4-1-1（再生可能エネルギーの導入拡大）

- ① 地域の特性を生かし、太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、国や北海道などの関係機関と連携を図りながら利活用の普及促進を図る。

推進事業：公共建築物個別施設計画策定事業（総務課）

#### 4-1-2（電力基盤等整備）「重点」

- ① 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。
- ② 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、指定避難所などの防災拠点における非常用電源設備等の導入を推進する。

推進事業：庁舎維持管理事業（総務課）

#### 4-1-3（多様なエネルギー資源の活用）

- ① 再生可能エネルギーや地中熱利用システムなどエネルギー構成の多様化の推進と災害を想定した設備の導入によるバックアップ体制の整備を図る。

推進事業：公共建築物個別施設計画策定事業「公共施設の耐震化の向上」（総務課）

#### 4-1-4（石油燃料供給の確保）

- ① 災害時における住民生活の安全と円滑な防災体制を確保するため、石油燃料の安定的確保に向けた関係機関との平時からの情報共有など協力体制を構築する。

推進事業：防災対策推進事業（総務課）

## 4－2 食料の安定供給の停滞

### 4-2-1（食料生産基盤の整備）「重点」

- ① 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策を含め、農地や農業用施設、水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- ② 農産物を将来にわたり、安定的に生産・提供できる基盤を整備するとともに、担い手や後継者の確保と育成・経営指導の強化など持続的な発展につながる取組を効果的に推進する。

推進事業：新規就農者誘致促進事業「新規就農者に対する支援」（産業課）

農業後継者確保育成事業「新規就農者に対する支援」（産業課）

### 4-2-2（食料品の販路拡大）

- ① 大規模災害の発生時において、食料の供給を安定的に行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、食の安全・安心に関する取組をあらゆる機会にPRするとともにブランド化の推進等、販路の開拓・拡大に向けた取組を支援する。

推進事業：特産物 PR 推進事業「北竜産農産物のブランド化の向上」（産業課）

### 4-2-3（農産物の産地備蓄の推進）

- ① 稲作を中心とした道内の食料供給地域として、災害時における食料の安定供給に向けた関係機関との協力体制の構築を図る。

推進事業：北海道備蓄基地構想（北海道）

※北海道が担うバックアップ機能である「食料の安定供給」に向けた関係機関による協力体制の整備が必要である。

【指標】	【現状】	【目標】
1)新規就農者数	H30 時点：2 人	R6 時点：2 人
2)認定農業者率	H30 時点：88%	R6 時点：90%
3)農業生産法人数	H30 時点：13 法人	R6 時点：18 法人

## 4－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

### 4-3-1（水道施設等の防災対策）「重点」

- ① 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。
- ② 災害時等における飲料水や生活用水の確保のため、応急給水・応急復旧体制を整備するとともに広域での受援体制の構築を図る。
- ③ 災害時における安定した給水を確保するため、水道施設の耐震化を図るとともに基幹管路や配水管の耐震化を図る。

推進事業：簡易水道施設整備事業「配水管耐震化・機械施設の計画的更新」（建設課）

北空知広域水道企業団水源化事業「負担金事業」（住民課）

### 4-3-2（下水道施設等の防災対策）「重点」

- ① 災害により下水道機能が低下した場合においても業務が継続出来るよう、被災した下水道機能を早期に復旧させるための業務継続計画の策定と同計画に基づき訓練等の実施により、危機管理体制の強化を図る。
- ② 老朽化が進む下水道施設について、長寿命化を図るべく、農業集落排水最適整備構想により計画的な更新や適正な維持管理に努める。
- ③ 下水道処理区域外においては、災害に強い特性を持つ合併浄化槽を設置することにより、生活排水の適正な処理を推進するとともに、老朽化した浄化槽の更新について推進する。

推進事業：浄化センター維持管理事業「施設・機械設備の適切な維持管理」（建設課）

浄化槽維持管理事業「施設・機械設備の適切な維持管理」（建設課）

農業農村整備事業「農業集落排水事業」（建設課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)簡易水道事業の配水管耐震化率	10%	R6 時点： 20%
2)農業集落排水事業機能診断率	100%	R6 現状： 100%
3)合併浄化槽の設置率	72%	R6 時点： 80%
4)水道アセットマネジメント策定	100%	R6 現状： 100%

## 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

### 4-4-1 (都市の骨格を形成する幹線道路の整備)

- ① 関係機関との連絡・協力体制を密に構築し、国道、主要道道のほか、地域高規格道路の整備に向けた取組を推進する。
- ② 災害時における迅速な物資の供給及び救急救助活動のため、幹線道路の整備を推進する。

推進事業：道路維持管理事業・橋梁維持管理事業（建設課）

道道 94 号線道路補修棟事業[北竜橋架替事業]・国道 275 号線道路補修等事業

### 4-4-2 (地域公共交通体系の整備) 「重点」

- ① 交通事業者（北空知バス・中央バス・沿岸バス）と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた効率的かつ利便性の高い路線バスの運行体制を確保する。
- ② 災害時における町民の交通手段を確保するため、平時から利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系を構築する。
- ③ 地域特性を考慮した交通手段や路線などの確保により、町民生活の利便性の向上を図る。

推進事業：生活交通確保対策事業「デマンド型乗り合いタクシー」（企画振興課）

### 4-4-3 (道路施設の防災対策) 「重点」

- ① 災害に強い交通網を構築するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路等に架かる橋梁の橋脚の補強や落橋の防止対策など、道路施設の計画的な整備を推進する。
- ② 橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき損傷の少ないうちに実施する予防保全的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架け替えにかかるコストの縮減を図る。

推進事業：道路維持管理事業「道路環境の維持」（建設課）

橋梁長寿命化修繕事業「橋梁の耐震補強、老朽化対策」（建設課）

緊急自然災害防止対策事業「道路法面等維持対策」（建設課）

### 4-4-4 (地下埋設物の管理、空洞化対策)

- ① 主要道路については、定期的な路面点検に基づき、計画的かつ効率的な補修を行い、安全で快適な道路環境を確保しながら、舗装の延命化やコストの縮減を図る。
- ② 道路パトロールの実施や町民などからの情報提供による路面陥没の早期発見後の速やかな補修等の体制を整備する。

推進事業：道路維持管理事業「道路環境の維持」（建設課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)町道改良率	H30 時点：64%	65%
2)町道舗装率	H30 時点：52%	55%
3)地域公共交通登録者数	H30 時点：229 人	240 人
4)橋梁 15m 以上、15m 未満の修繕率	H30 時点：31%	45%
5)町道橋梁法廷点検率	H29 時点：100%	100%(R3~2 巡目)
6)緊急自然災害防止対策事業	R2 時点：20%	100%

## 5、経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 5-1-1 (企業の業務継続体制の強化)

- ① 中小企業の事業継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携しながら普及啓発を行う。

#### 5-1-2 (被災企業等への金融支援)

- ① 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等事業の早期復旧と経営の安定化を図るため、国や道が実施している金融支援について普及啓発を推進するほか、町が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。

推進事業：中小企業資金保障融資事業「中小企業に対する金融支援」（産業課）

## 6、二次災害の抑制

### 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

#### 6-1-1 (ため池の防災対策)

- ① 防災重点ため池が破堤する恐れがある場合において、迅速かつ的確な避難行動が出来るよう、被害想定区域や避難場所等を示す「ため池ハザードマップ」は作成しているものの、地域住民に対する平時からの情報提供及び周知徹底を図る。

【指標】	【現状】	【目標】
1)洪水・ため池ハザードマップ制作	H28 時点:100%	100%

### 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 6-2-1 (森林の整備・保全)

- ① 大雨や大地震等の災害に起因する森林の荒廃により、土砂の流出や表層雪崩など山地災害を防止するため、森林が持つ水源のかん養、防災、減災、地球温暖化の防止などの多様な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する。
- ② エゾシカやアライグマなどによる農林産物の被害を防止するため、関係機関との連携のもと、有害鳥獣対策の強化を図る。

推進事業：水源林整備促進事業「合理的な森林整備が行える体制の確立」（産業課）

有害鳥獣駆除対策事業（産業課）

#### 6-2-2 (農地・農業水利施設等の保全管理)

- ① 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など保全機能を維持するため、国・道と連携しながら、農地の適正な保全管理及び農業用水利施設・農業用排水施設等の適正な維持管理と計画的な設備更新を推進する。
- ② 町内3ヵ所ある内水処理施設（排水機場）の老朽化対策について、適切な維持管理を行うため、国や道と連携しながら施設更新事業を推進する。

推進事業：国営造成施設管理体制整備事業「農業水利施設の保全」（産業課）

排水機場施設整備事業「道営農村地域防災減災事業」（建設課）

【指標】	【現状】	【目標】
1)担い手への農地集積率	H30 時点：99.4%	R6：100%
2)山間地電牧柵設置率	H30 時点：100%	100%

## 7、迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 7-1-1（災害廃棄物の処理体制の整備）「重点」

- ① 大規模自然災害の発生を想定した災害廃棄物の処理体制を整備・推進し、ゴミの発生量の予測、収集・運搬方法、仮置き場候補地、民間処理業者との連携などに関する項目についての検証のほか、早期の復旧・復興に向けた最終処分場への円滑な搬出作業を実施する上で必要となる仮置き場における分別方法の検討や広域的な処理体制等を整備する。

推進事業：ゴミ収集運搬事業・北空知衛生施設組合負担金事業

中・北空知廃棄物処理広域連合負担金事業（住民課）

#### 7-1-2（所有者不明土地対策の推進）

- ① 災害後の円滑な復旧・復興に努めるため、道や他の市町村と連携しながら、国の制度に基づく所有者不明土地の適正な処理を行い、円滑な利用を推進する。

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

#### 7-2-1（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- ① インフラ施設を適切に維持し、大規模自然災害時における迅速な復旧・復興を進めるため、建設業者との連携・協力体制を強化するとともに、各種応援協定の締結や協定に基づく訓練等の実施により、大規模自然災害時における所管施設等の迅速な復旧体制を整備する。

推進事業：防災対策推進事業「建設業者との連携体制の強化」（総務課）

#### 7-2-2（行政職員の活用促進）「重点」

- ① 道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。

推進事業：防災対策推進事業「相互応援体制の確保と受援体制の構築」（総務課）

## 第6章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靭化基本計画」及び「北海道強靭化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間はおおむね5年（令和2年度から令和6年度まで）とする。

また、本計画は、北竜町の他の分野別計画における国土強靭化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部署を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 〔施設ごとの推進管理に必要な事項〕

- ・当該施策に関する庁内の所管部署、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進歩状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況 等

### 3 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への施策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、北竜町強靭化へのスパイラルアップを図っていく。

【別表】 強靭化のための施策プログラムと推進事業

強靭化のための施策プログラム	担当課	主な推進事業	
1. 人命の保護			
1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生			
1-1-1 住宅、建築物等の耐震化	重点 ① ②	建設課 教育委員会 建設課 住民課 総務課 総務課 建設課 国 道	公営住宅等整備事業 学校施設環境改善交付金事業 公営住宅維持管理事業 医師住宅維持管理事業 地域防災力強化事業／地域づくり交付金事業 防災対策推進事業(避難所の防寒対策) 道路維持管理事業／橋梁維持管理事業 国道233.275号線道路補修等事業 道道94号線道路補修等事業
1-1-2 建築物等の老朽化対策	重点 ①・② ①・②	建設課 住民課	公営住宅維持管理事業 医師住宅維持管理事業
1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発)	重点 ①・②・③	総務課 総務課	地域防災力強化事業／地域づくり交付金事業 防災対策推進事業(避難所の防寒対策)
1-1-4 緊急輸送道路等の整備	重点 ①	建設課 国 道	道路維持管理事業／橋梁維持管理事業 国道233.275号線道路補修等事業 道道94号線道路補修等事業
1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生			
1-2-1 警戒避難体制の整備等	重点 ①	総務課	防災対策推進事業(土砂災害に対する警戒体制整備)
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			
1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成	①	総務課	地域防災力強化事業
1-3-2 河川改修等の治水対策	重点 ①・②・③	建設課 建設課 建設課	河川維持管理事業(適正な河川管理・改修・維持) 緊急自然災害防止対策事業(防災減災、国土強靭化のための緊急対策) 緊急浚渫推進事業(治水対策強化・河川氾濫防止対策)
1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生			
1-4-1 暴風雪時における道路管理体制	重点 ①・②	建設課	道路除雪管理事業(道路管理体制)
1-4-2 除雪体制の確保	重点 ①・②・③	建設課 建設課 建設課	道路除雪管理事業(道路管理体制) 除雪車両購入事業(雪寒機械導入) 車両センター等維持・更新事業
1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大			
1-5-1 冬季も含めた帰宅困難者対策	①	総務課	防災対策推進事業(避難所周知・誘導など避難対策)
1-5-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策	重点 ①・②	総務課	防災対策推進事業(避難所の防寒対策)

強靭化のための施策プログラム		担当課	主な推進事業	
1. 人命の保護				
1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大			重点	①・② ①・②・③ ①・②
1-6-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化		総務課	防災対策推進事業(伝達体制の整備ほか) 防災行政無線更新事業(情報伝達体制の整備)	
1-6-2 住民等への伝達体制の強化			防災対策推進事業(伝達体制の整備ほか) 防災行政無線更新事業(情報伝達体制の整備)	
1-6-3 防災教育の推進		総務課 教育委員会	防災対策推進事業(地域住民への意識づくり) 防災教育推進事業(自然災害に対応した学校安全授業)	
2. 救助・救急活動等の迅速な実施				
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			重点	① ①・② ①・②・③
2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備		総務課	防災対策推進事業	
2-1-2 非常用物資の備蓄促進			災害対策用物資備蓄事業(家庭内備蓄の意識啓発、非常用物資の計画的な備蓄)	
2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞			重点	① ①・② ①・②・③
2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化		総務課	防災対策推進事業(実践的な防災訓練等の実施)	
2-2-2 自衛隊体制の維持・充実			庶務事業(自衛官募集の協力等)	
2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備		消防署北竜支署	消防車両整備事業(計画的な整備) 消防水利整備事業(計画的な整備)	
2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺			重点	①・② ①・② ①
2-3-1 被災時の医療支援体制の強化		総務課 住民課	防災対策推進事業(被災時の医療支援体制の強化) 町立診療所医療用機器整備事業・町立診療所地域医療体制支援事業 町立診療所地域医療体制支援事業	
2-3-2 災害時における福祉的支援			防災対策推進事業(地域との連携による支援体制整備) 災害対策用物資備蓄事業(地域連携支援体制の整備) 民生委員児童委員活動推進事業(活動支援)	
2-3-3 防疫対策		住民課	感染症予防対策事業(感染症の発生とまん延防止) 災害対策用物資備蓄事業(計画的整備)	

強靭化のための施策プログラム		担当課	主な推進事業			
3. 行政機能の確保						
3-1 町内外における行政機能の大幅な低下						
3-1-1 災害対策本部機能等の強化	重点	①・② ①	総務課 総務課	防災対策推進事業(本部訓練の実施・検証他) 防災行政無線更新事業(アナログ～デジタルへの更新)		
3-1-2 行政の業務継続体制の整備	重点	①	総務課	防災対策推進事業(災害時における業務継続体制の確保)		
3-1-3 応域応援・受援体制の整備	重点	①	総務課	防災対策推進事業(受援体制の整備)		
4. ライフラインの確保						
4-1 エネルギー供給の停止						
4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大		①	総務課	公共建築物個別施設計画策定事業		
4-1-2 電力基盤等整備	重点	①・②	総務課	防災行政無線更新事業・庁舎維持管理事業		
4-1-3 多様なエネルギー資源の活用		①	総務課	公共建築物個別施設計画策定事業(耐震化の向上)		
4-1-4 石油燃料供給の確保		①	総務課	防災対策推進事業		
4-2 食料の安定供給の停滞						
4-2-1 食料生産基盤の整備	重点	①・②	産業課	新規就農者誘致促進事業(就農者支援) 農業後継者各区補育成事業(就農者支援)		
4-2-2 食料品の販路拡大		①	産業課	特産物PR推進事業(農産物のブランド化の向上)		
4-2-3 農産物の産地備蓄の推進		①	北海道	北海道備蓄基地構想		
4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止						
4-3-1 水道施設等の防災対策	重点	①・②・③	建設課 住民課	簡易水道施設整備事業(配水管・機械施設更新) 北空知広域水道企業団水源化事業(負担金事業)		
4-3-2 下水道施設等の防災対策	重点	①・②・③	建設課	浄化センター維持管理事業(施設・機械設備維持管理) 浄化槽維持管理事業(施設・機械設備維持管理) 農業農村整備事業(農業集落排水事業)		
4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止						
4-4-1 都市のを形成する幹線道路の整備		①・②	建設課 国 道	道路及び橋梁維持管理事業 国道233.275号線道路補修等事業 道道94号線道路補修等事業		
4-4-2 地域公共交通体系の整備	重点	①・②・③	企画振興課	生活交通確保対策事業(デマンド型乗り合いタクシー)		
4-4-3 道路施設の防災対策	重点	①・②	建設課	道路維持管理事業(道路環境維持)・橋梁長寿命修繕事業(橋梁の耐震補強、老朽化対策)・緊急自然災害防止対策事業		
4-4-4 地下埋設物の管理、空洞化対策		①・②	建設課	道路維持管理事業(道路環境維持)		

強靭化のための施策プログラム	担当課	主な推進事業			
5. 経済活動の機能維持					
5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等					
5-1-1 企業の業務継続体制の強化	①		企業の業務継続体制の強化		
5-1-2 被災企業等への金融支援	①	産業課	中小企業資金保障融資事業(金融支援)		
6. 二次災害の抑制					
6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生					
6-1-1 ため池の防災対策	①	産業課	ため池の防災対策(ハザードマップ更新等)		
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
6-2-1 森林の整備・保全	① ②	産業課 産業課	水源林整備促進事業(合理的な森林整備体制の確立) 有害鳥獣駆除対策事業(森林の保全)		
6-2-2 農地・農業水利施設等の保全管理	①・②	産業課 建設課	国営造成施設管理体制整備事業(農業水利施設保全) 排水機場施設整備事業(道営農村地域防災減災事業)		
7. 迅速な復旧・復興等					
7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ					
7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備	重点	①	住民課 ゴミ収集運搬事業 中北空知廃棄物処理広域連合負担金事業		
7-1-2 所有者不明土地対策の推進					
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足					
7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携	①	総務課	防災対策推進事業(建設業者との連携強化)		
7-2-2 行政職員の活用促進	①	総務課	防災対策推進事業(相互応援体制の確保と受援体制の構築)		

北竜町強靭化計画

令和2年3月  
令和4年6月改正

北竜町  
TEL 0164-34-2111(代表)  
FAX 0164-34-2117